

静岡県立浜松東高等学校後援会会員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、静岡県立浜松東高等学校後援会（以下「本会」という。）会則第37条の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会並びに会費の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会手続)

第2条 会則第6条の申込みは、入会申込書（様式第1号）を本会に提出することによって行う。

(会員名簿)

第3条 入会した者は、入会年月日、会員の氏名、住所及びその他必要事項を会員名簿に登録する。

2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(経費の負担)

第4条 会則第7条に規定する経費の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 会員のうち、静岡県立浜松東高等学校（以下「本校」という。）に在学する生徒が2人以上の保護者にあつては、前項の会費に在学する生徒の数を乗じて得た額を納入するものとする。

3 事業年度の途中で入会した会員は、入会した日の属する月から会費を納めなければならない。

4 本校に在学する生徒が、留学又は休学したときは、当該生徒の保護者である会員は、当該事由の発生した日の属する月の翌月から復学する日の属する月の前月までの期間は、経費負担を要しない。

(会費等の納入方法)

第5条 会員は、毎事業年度の会費を別に定める日までに納入しなければならない。

2 会員から寄附等の申し出があつた場合については、その都度納入する。

(退会手続)

第6条 会則第8条の退会届は様式第2号による。

2 会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。会則第9条及び第10条の規定により会員でなくなったときも同様とする。

(会員資格の喪失等に伴う会費の取扱い)

第7条 会員が会員資格を喪失した場合において、会員資格を喪失した日の属する月の翌月以降の期間について既納の会費があるときは、当該既納の会費を返還するものとする。

2 会員が事業年度の途中で退会又は会員資格を喪失した場合において、その日の属する月以前の期間について未納の会費があるときは、当該未納の会費を納入しなければならない。

3 本校に在学する生徒が留学又は休学した場合において、留学又は休学した日の属する月の翌月から復学する日の属する月の前月までの期間について、当該生徒の保護者である会員に既納の会費があるときは、当該既納の会費を返還するものとする。

(規則の変更)

第8条 この規則は、理事会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項に規定する会費の額の変更については、総会の決議を要する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

